

第3回埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会議事録

平成28年3月16日(水) 14:00~14:45
埼玉県県民健康センター 大会議室A

1. 開会及び資料確認

【高原専務】

定刻となりましたので、只今より第3回埼玉県県南中央交通圏におけるタクシー準特定地域協議会を開催致します。本日はご多忙の中、関係者の皆様方にはご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の専務理事をしております高原と申します。議事に入るまでの進行につきましては、事務局を代表して私が務めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

尚、本協議会につきましては、協議会設置要綱において「協議会は原則として公開とする」と規定しておりますので、本日の協議会は公開とさせて頂いております。

また、報道関係の方々にはお願いしますが、写真撮影については冒頭のみ撮影とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願い致します。

(報道関係者撮影)

高原専務が、出席者名簿、構成員名簿及び配席図に続き、資料1から資料3-2及び参考資料1から参考資料6を配布したことで過不足の有無について確認した。

また、出席者名簿と配席図をもって、出席者の紹介に代えること及び協議会構成員の過半数が出席していることから、協議会が有効に成立していることを報告した。

更に、運輸局の方は構成員から外れているが、オブザーバーとして出席していることを報告した。

2 議 事

【尾崎会長】

それでは、議事に入ります。

改正特措法施行後の準特定地域として第3回の協議会でございますが、本日は先ず埼玉県県南中央交通圏における「タクシー事業の現状について」並びにこれまでの「タクシー事業の活性化に向けた取組について」の説明をして頂きます。

そしてその後、昨年、平成27年12月25日付けで関東運輸局長から当協議会会長あてに通知のあった「特定地域の指定について」について説明を頂きたいと考えております。

また、その通知においては、「特定地域の指定に関する議論を行うに当たっては、特定地域に指定された場合における法的効果に鑑み協議会において利用者の意向を十分に踏まえた上で議論を行っていただくように」との指示があり、事業者団体の一般社団法人埼玉県乗用自動車協会が利用者アンケート調査を実施しました

ので、資料3-2「タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について」に基づき結果を説明して頂き、その上で、委員の皆様による特定地域の指定に係る希望の有無について議論・協議を踏まえ、最終的に協議会として、その特定地域の指定を希望するか否かの結論を出していきたいと考えております。

特定地域の指定の希望に関する結論につきましては、本年3月末日までに協議会において決議を得た上で、国土交通大臣あてに報告するよう求められておりますので、本日は各委員の皆様方に忌憚のないご意見を頂きまして、後程、指定の希望の有無について議決を取らせていただきたいと思いますと考えております。

それでは、「議事次第」にしたがって進行をさせていただきます。

(1) タクシー事業の現状について

まず、(1)「タクシー事業の現状について」を事務局より説明をお願い致します。

(高原専務が、資料1に基づき「タクシー事業の現状について」説明)

【尾崎会長】

ただいま事務局より「タクシー事業の現状について」ご説明がりましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

[意見・質問等なし]

(2) タクシー事業の活性化に向けた取組み状況について

【尾崎会長】

ありがとうございました。続きまして、(2)「タクシー事業の活性化に向けた取組み状況について」を事務局よりご説明をお願い致します。

(高原専務が、資料2に基づき「タクシー事業の活性化に向けた取組み状況について」説明)

【尾崎会長】

只今、事務局より「タクシー事業の活性化に向けた取組み状況について」ご説明がりましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

[意見質問等なし]

先ほど事務局より、業界が取り組んだ活性化についての様々な事例の紹介がりましたが、活性化については今後とも引き続き継続して行く必要があると考えますので今後も皆様方のご協力をお願い致します。

(3) 特定地域の指定について

【尾崎会長】

次に、次第(3)「特定地域の指定について」を事務局より説明をお願い致します。

【高原専務】

それでは、ご説明致します。

資料3-1をご覧ください。昨年、平成27年12月25日付けで関東運輸局長から当協議会尾崎会長宛に『特定地域の指定について』の文書が発出されました。

これは平成27年1月30日付けの公示「特定地域の指定基準等について」に基づき該当状況を確認したところ埼玉県南中央交通圏において、この指定基準1(6)を除いて全て合致しているという事でございます。指定基準1(6)については正にこの協議会での同意が必要という事でございますので各委員の皆様にお諮りをしたいと存じます。

皆様にお諮りする前に、通達等の内容について説明を致します。「参考資料4」をご覧ください。

(高原専務が、参考資料4に基づき

「特定地域の指定基準等について」説明)

【尾崎会長】

ありがとうございました。只今の説明に関しましての質問等でも結構です。ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

[質問等なし]

平成27年12月25日付けの関東運輸局長からの文書の中で、特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合の法的効果に鑑み、利用者の意向を十分踏まえた上で議論が行われるようにとありました。

この件に関して事務局よりお願い致します。

【上城部長】

はい。ご説明致します。

資料3-2「タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について」をご覧ください。先ほど会長からもお話があったとおり、関東運輸局長からの通知のなかでタクシーの利用者の意向を十分に踏まえた上で議論が行われるようにという事で、アンケート方式による調査を実施致しましたのでその内容についてご報告申し上げます。

(上城部長が、資料3-2「アンケート調査結果」について説明)

【尾崎会長】

ありがとうございました。

只今の説明に関しましての質問等でも結構です。ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

[質問・意見等なし]

それでは議決に入る前に議決方法について事務局よりお願い致します。

【高原専務】

はい。議決方法についてご説明致します。参考資料5「埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱」の3頁目の中程、上から15行目、第5条第10項(4)に当たる箇所をご覧ください。

今回、特定地域の指定を受けるか否かの内容となるため(1)～(3)以外の議決に該当致します。ここに記載のあるとおり①～③全てを満たす場合、合意となります。

①、当協議会、尾崎会長が合意していること、②、特定地域の指定に合意するタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置する車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者の営業所に配置する車両の台数の合計の過半数であること、③、①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員である「労働組合等」はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員である(1)関係地方公共団体の長、(4)地域住民、(5)⑤の学識経験者を除くその他協議会が必要と認める者については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意していることとなります。

議決については、尾崎会長及びタクシー事業者以外の構成員の皆様におかれましては、合意、非合意について挙手にてお願い致します。

[ここで、佐々木委員から、県警の職務の公正性等から

宮原委員と共に棄権する旨の発言があった。]

[馬場委員からも、労働基準監督署として棄権し、会長一任の発言があった。]

【尾崎会長】

ありがとうございました。それでは議決を行います。タクシー事業者の意向について事務局より報告をお願いいたします。

【高原専務】

はい。タクシー事業者の意向についてご報告致します。当該交通圏における構成員たる法人タクシー事業者は57事業者が存在しており、また、個人タクシー事業者については116事業者であり、全事業者についてこの場で議決をする事が不可能な状況であるため、事務局より該当事業者へ書面にて

事前に「合意する」、又は、「合意しない」、の回答を得ておりますのでご報告させていただきます。

本日現在の埼玉県県南中央交通圏の車両数はタクシー車両2,182両、その他ハイヤー車両11両、個人タクシー車両116両、合計2,309両となります。そのうち「特定地域」に合意する車両数は1,337両でございました。

なお、個人1事業者1両が回答を棄権いたしました。以上、ご報告いたします。

【尾崎会長】

只今、事務局より報告がありましたが、タクシー事業者につきましては、県南中央交通圏の車両数2,309両の過半数となるため、合意されました。

続きまして、構成員の議決をとります。設置要綱第4条第1項(3)労働組合等については1票、他の関係地方団体の長、地域住民、その他協議会が必要と認める者の構成員については各自1票となります。

尚、本日欠席の構成員の方々につきましては、事前に会長一任との委任状をご提出頂いておりますことを報告します。

それでは、特定地域の指定について合意される方は挙手をお願いします。

(委員6人が、挙手した。)

只今の②のタクシー事業者（及び③のタクシー事業者以外）の構成員につきまして合意するとの判断となりました。

その結果を踏まえまして、私も合意との判断とさせていただきます。

よって、設置要綱第5条第10項(4)の規定を満たしておりますので、埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会において合意となりました。

本日、皆様でご協議頂き当協議会においては、特定地域の指定に同意するとの結論に至りました。

今後の流れについては、埼玉運輸支局よりご説明をお願いします。

【柳瀬主席】

本日の結果につきましては、同意する旨を尾崎会長の名において関東運輸局経由で国土交通大臣あてに報告を行って頂きます。

特定地域の指定につきましては、運輸審議会への諮問を行い、地域指定が妥当であるとの答申を得られた際には、国土交通大臣が特定地域として指定しますが、時期につきましては未定でございます。

指定されましたら、現在の埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会から玉川県南中央交通圏タクシー特定地域協議会へ衣替えとなり、強力性のある減車・営業方法等制限対策について協議を開始することとなります。

次回の協議会については、特定地域の指定がなされたのち、第1回目の特

定地域協議会を開催して頂くこととなりますので、よろしくお願い致します。

【尾崎会長】

結果についての国土交通大臣宛への報告は、事務局より行う事といたしますのでよろしくお願い致します。

また、今後の協議会の日程については事務局を通して構成員の皆様にお知らせ致しますのでよろしくお願い致します。

事務局からは何か連絡事項はございますか。

【高原専務】

只今の結果につきまして、事務局より当協議会尾崎会長名にて国土交通大臣宛に関東運輸局を経由して報告を致します。

(4) その他

【尾崎会長】

最後に「その他」となりますが、事務局から何かありますか。

【高原専務】

【尾崎会長】

私からは特にありません。

事務局長の方から何かございますか。

【小谷事務局長】

事務局長を務めさせて頂いております小谷でございます。

本日は、お忙しいところ、当協議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございました。業界と致しまして、一言コメントさせていただきます。

埼玉業界といたしましては、特定地域の指定の可否について、関係事業者の意思を確認するのに先立ち、全員協議会の機会を捉えたり、説明会を開催したりし、法の趣旨や意義、特定地域に指定された場合の具体的な取組みや内容、また、本法が業界の要望に基づき、議員立法にて成立したものであり、業界が責任をもって対応する必要があることなど、十分理解されるように努めて参りました。

この度、本協議会において皆様で議論して頂いた結果、協議会として特定地域の指定に同意するとの結果となった訳でございますが、私どもタクシー事業者としては、特定地域に指定された場合、速やかに特定地域計画の作成に着手して行きたいと考えております。

今後、更なる適性化活性化を両輪として積極的に取り組み、タクシー事業が地域の公共交通としての機能を発揮できる様努力して参る所存でございますので、引き続きご支援ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

【尾崎会長】

これをもって本日予定の議事を終了させていただきますが、その他、何かご意見がありましたらお願い致します。本日は、長時間のご協議、誠にありがとうございました。それでは、議事進行を事務局にお返しします。

5 閉 会

【高原専務】

尾崎会長、議事の進行、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第3回埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会を閉会致します。

本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂き、また熱心なご議論を頂き、誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。今後ともよろしく願います。

本日は、誠にありがとうございました。